

第4次 外ヶ浜町総合計画

■ 計画期間 令和8年度（2026）～令和12年度（2030） ■

あらゆる人が希望を持てる
持続可能なまちづくり

策定 令和8年3月23日



青森県 外ヶ浜町

ごあいさつ



外ヶ浜町は、平成17年（2005）3月28日、蟹田町、平館村、三厩村の住民の大きな決断で誕生し、令和7年（2025）3月28日をもって、めでたく20年の節目を迎えることができました。そして、外ヶ浜町のさらなる発展をめざし、令和8年度（2026）から今後5年間のまちづくりの指針となる第4次外ヶ浜町総合計画を、このたび策定いたしました。

我が国において、急速に進行する少子高齢化や人口減少は、当町においても大きな課題となっております。この厳しい現実から目を背けることなく、多様な人材の活躍と新しい時代の流れを取り入れながら、未来の子どもたちが希望を持てる持続可能なまちづくりを、町民の皆様とともに進める所存でありますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

町の未来を切り拓くのは、今を生きる私たちの責任であります。今回の総合計画では、人口減少社会という厳しい現実を真正面から受け止め、「あらゆる人が希望を持てる持続可能なまちづくり」をテーマに、外ヶ浜町が抱えるさまざまな課題に対処し、各種施策を着実に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等において貴重なご意見ご協力をいただきました町民の皆様並びに関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

■計画期間 令和8年度（2026）～令和12年度（2030）■

令和8年3月

外ヶ浜町長

山崎 結子

外ヶ浜町民憲章

わたしたらのふるさととは

津軽海峡と陸奥湾に面した外ヶ浜町です
北緯41度の風に学び そして はぐくまれ
遙かな時代より 不屈の時を刻んできました
わたしたちは これからも風とともに生き
風の向こうに 豊かな明日を築くため
力を合わせて あずまいふるさとづくりに励みます

一、豊かな自然を守り

美しい町をつくりましょう

一、健やかに暮らせる

ふれあいの町をつくりましょう

一、海と山の恵みをいかし

笑顔で働く明るい町をつくりましょう

一、安心して住み続けていたい

ひとにやさしい町をつくりましょう

一、自ら学び人と文化の出会い

夢のある町をつくりましょう

平成18年3月1日制定

基本方針等			5
第1章 人口ビジョン			7
第2章 総合計画（体系図）			11
全体像	12		
社会減対策		自然減対策	
政策1		政策3	
1 安定した雇用をつくる	16	3 安心できる子育て・医療環境をつくる	39
<施策>		<施策>	
(1) 農業の振興	17	(1) 地域における子育ての支援	40
(2) 林業の振興	19	(2) 子育てを支援する生活環境の整備	42
(3) 水産業の振興	20	(3) 職業生活と家庭生活との両立の推進	44
(4) 商工業の振興	22	(4) 子ども等の安全確保	45
(5) 観光の振興	23	(5) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	46
(6) 地場産業の振興	25	(6) 医療の確保	48
(7) 企業誘致、起業の促進	26	(7) 学校教育の充実	49
(8) 雇用の確保	27	(4) 社会教育・社会体育の充実	51
政策2	28	政策4	
2 暮らしやすい地域をつくる		4 時代にあった地域をつくる	54
<施策>	29	<施策>	
(1) 交通体系の整備（広域交通網）	30	(1) 交通の確保	55
(2) 町道の整備（生活交通網）	31	(2) DXの推進、情報化の整備	56
(3) 農道、林道及び漁港関連道等の整備（産業交通網）	32	(3) 消防・防災体制の整備	57
(4) 通信体系の整備	33	(4) 防犯・交通安全対策の推進	58
(5) 水道施設の整備	34	(5) 高齢者の福祉等	59
(6) 下水道の整備	35	(6) 障がい者の福祉等	60
(7) ごみ、し尿の適正処理	36	(7) 町民の健康づくり	61
(8) 住宅の整備	37	(8) 集落の整備	62
(9) 関係人口の創出	38	(9) 町民と行政の協働のまちづくりの推進	63
(10) 自然環境保全、地球温暖化防止と再生エネルギーの推進			

1 はじめに

外ヶ浜町の合併前の関係町村（蟹田町・平館村・三厩村）における昭和時代の人口は、約1万人を超えていたものの、平成7(1995)年国勢調査では9,813人で1万人を割り、平成27年国勢調査では6,198人、令和2年国勢調査では5,401人、令和7年末の住民基本台帳人口では5,000人を割り込み、人口が4,500人程度になることが予想されています。

生産年齢人口の減少による経済規模の縮小、高齢者比率の高いことによる社会保障費の増加など、人口減少は経済社会にも大きな影響を及ぼすこととなるため、この現状を打破すべく、「第4次 外ヶ浜町総合計画」「第3期 外ヶ浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」「外ヶ浜町過疎地域持続的発展計画」を策定することとしました。今後も、人口減少社会における当町の課題を町民と共有し、本戦略の取り組みを進めてまいります。

2 政策の企画・実施に当たっての基本方針

(1) 各種計画の位置づけ

「第4次外ヶ浜町総合計画」「第3期 外ヶ浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」「外ヶ浜町過疎地域持続的発展計画」では、主に人口減少社会における地域の課題解決や活性化を目的としております。

(2) 国及び県との関係 -第3期 外ヶ浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略-

国、県における地方創生関連計画の考え方を踏まえ、当町では政策分野における社会減対策及び自然減対策の取り組みを行います。

※まち・ひと・しごとの創生に向けた外ヶ浜町の政策原則

<p>①自立性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。 <p>②将来性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策が一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題へ積極的に取り組む。 <p>③地域性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。 <p>④直接性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や住民ニーズに応じて実施され、その結果が地域の活性化や住民の生活の質に、直接影響を与える施策に取り組む。限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組む。 <p>⑤総合性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の効果を高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組む。 <p>⑥結果重視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の結果を重視するため、明確なPDCAメカニズムの下に、客観的なデータに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む。その後、政策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。

(3) 対象期間

「第4次外ヶ浜町総合計画」の対象期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

(4) 各計画の推進

「第4次外ヶ浜町総合計画」「第3期 外ヶ浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」「外ヶ浜町過疎地域持続的発展計画」の推進に当たり、事業の実現性を高めるためには、人口減少に関する基本的な認識を共有し、町民一人ひとりをはじめ、各種団体や行政等が相互に連携・協力しながら進めていくことが重要になります。

このため、あらゆる主体に対し、人口減少に関する基本的な認識を、積極的に情報発信し、共有するとともに、様々な取組における各主体の連携・促進を図ります。また、様々な面において、民間の活力やアイデアも積極的に活用します。

(5) 県・市町村間の連携

各計画の効果を最大限に発揮するために、県との連携強化を図ります。また、医療・公共交通など必要な生活機能の確保や活力ある社会経済を維持するために、市町村同士が補完し合い、連携していくという視点も重要になります。このため、国・県の動向なども踏まえ、「連携中枢都市圏」などの広域連携に向けた取組を行います。

(6) 取組体制とPDCAの整備

計画を実現するためには、より効果的・効率的に取組みを進めるとともに、その効果を検証する必要があります。そのため、当町では、町民や外部有識者等を交えた外部評価組織を設置するなど、PDCAサイクル※を確立し、必要に応じて改訂を行っていくこととします。

※PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

第1章 人口ビジョン

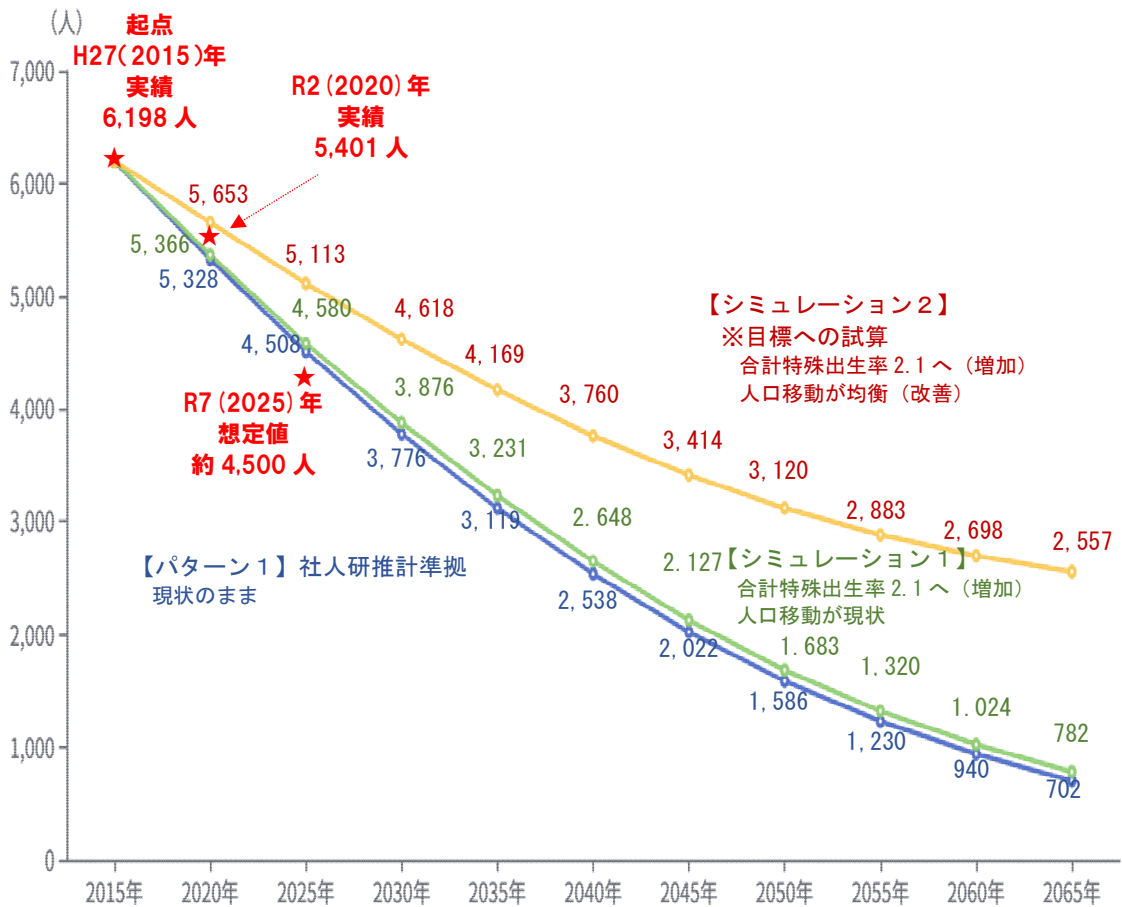
1 過去の人口推計と現状認識

(1) 将来人口推計分析

下記の図は、内閣府が提供している「RESAS 地域経済分析システム」による平成27年（2015）年を基点にした将来人口推計になります。

<RESAS 地域経済分析システム 将来人口推計 ※H27（2015）年起点>

○ パターン1 ○ シミュレーション1 ○ シミュレーション2



【出典】

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成

【注記】

<パターン1>

基点となっている2015年までにおける人口減少状態がそのまま継続されると想定した場合のシミュレーション。(全国の移動率が今後一定程度縮小すると仮定した推計(社人研推計準拠))

<シミュレーション1>

合計特殊出生率が人口置換水準(人口を長期的に一定に保てる水準の2.1)まで上昇したとした場合のシミュレーション

<シミュレーション2>

合計特殊出生率が人口置換水準(人口を長期的に一定に保てる水準の2.1)まで上昇し、かつ人口移動が均衡したとした(移動がゼロとなった)場合のシミュレーション。

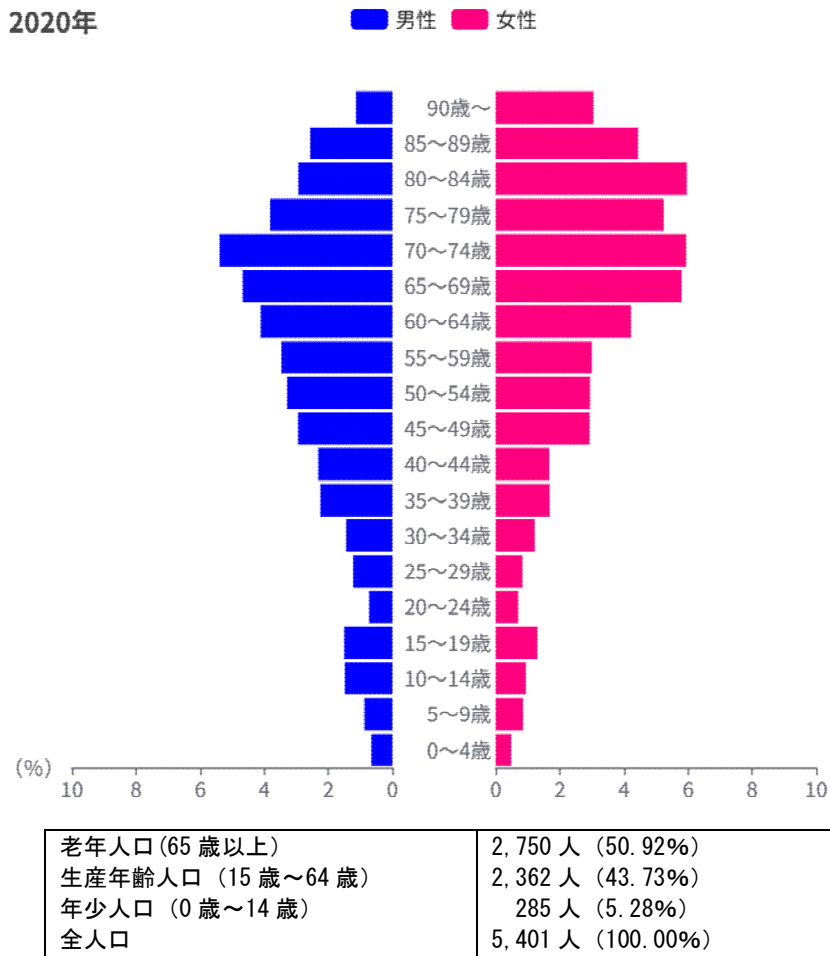
(2) 現状認識

令和7年(2025)の人口は、約4,500人程度と見込まれ、合計特殊出生率や人口移動は、平成27年(2015)の推計時から、「増加・改善にはほぼ転じていない」結果となっています。

<R7(2025)年における推計値と実績値の比較 ※H27(2015)年起点>

平成27年(2015)年を起点とする 将来人口推計	推計値 令和7年 2025年	現状	実績値 令和7年 2025年
パターン1 合計特殊出生率 約1人程度(現状のまま) 人口移動 約100人程度減少(現状のまま)	4,508人	○	約4,500人
シミュレーション1 合計特殊出生率2.1人(増加) 人口移動が一定程度継続(現状のまま)	4,580人	×	
シミュレーション2 合計特殊出生率2.1人(増加) 人口移動が均衡※移動がゼロ(改善)	5,113人	×	

<参考：令和2(2020)年人口ピラミッド>



2 今後の取り組み

(1) 基本的事項

当町の人口減少は、日本全体から比べると急速に進んでいます。人口減少に歯止めをかけるためには長い期間を要します。当町の人口ビジョンでは、「合計特殊出生率を約2.1へ上昇」かつ「移動率（社会増減）が均衡」を基本とし、各施策をバランスよく実施することとします。

(2) 目指すべき将来の方向

前期までの総合戦略では、妊娠、出産、子育ての面で、妊婦検診費用の助成、保育料や学校給食の無償化など、他自治体と引けを取らない様々な対策を講じてきました。また、「地域活性化」や「過疎化対策」施策において、産業基盤等を整備したほか、イベント開催等による外ヶ浜町の知名度向上や県内外への情報発信体制の整備を進め、地域の活性化を図ってきました。

しかしながら、働く場と都市の利便性等を求めて、青森市及び首都圏等を中心に、人口流出が続いており、人口の減少及び高齢化が進んでいます。

こうした人口動向が、あらゆる分野で後継者不足を発生させるなど、地域経済や地域活力の低下につながる要因にもなっています。当町は、県都青森市に近隣する通勤・通学圏のほか、デジタル技術が身近な生活にさらに浸透されることで、人・物・情報の交流がより一層加速し、当町の特性を活かした各種政策の展開が必要になります。

以上のような状況を踏まえ、町の地域資源を最大限に活かしながら、まちづくりを推し進めていくために、次の事項で施策の展開を図っていきます。

【政策分野】

社会減対策

- 政策1 安定した雇用をつくる
- 政策2 暮らしやすい地域をつくる

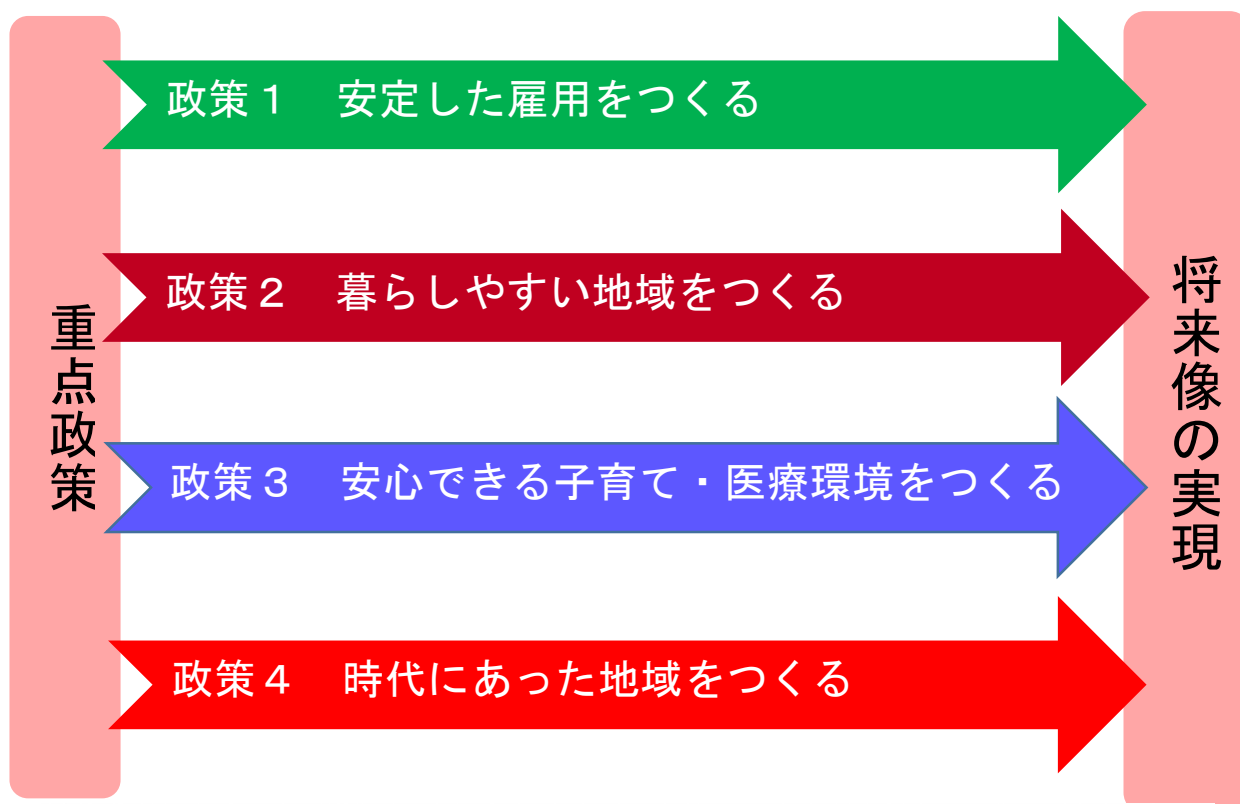
自然減対策

- 政策3 安心できる子育て・医療環境をつくる
- 政策4 時代にあった地域をつくる

第2章 計画

全体像 <政策・施策の体系>

テーマ	あらゆる人が希望を持てる持続可能なまちづくり
計画期間	計画期間 令和8年度（2026）～令和12年度（2030）



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【政策分野、基本目標の設定】

国及び県の地方創生関連計画を勘案したうえで、社会減対策、自然減対策として、それぞれ2つずつの政策分野及び目標を設定します。

社会減対策	<p>■政策1 安定した雇用をつくる</p> <p>■政策2 暮らしやすい地域をつくる</p>
自然減対策	<p>■政策3 安心できる子育て・医療環境をつくる</p> <p>■政策4 時代にあった地域をつくる</p>

また、町民アンケートの結果から、町民が積極的に進めてほしい主な分野が下記のとおりとなりました。

町民アンケート結果 ＜積極的に進めてほしい分野＞	<ul style="list-style-type: none"> ・健康・地域医療の充実 ・雪対策の推進 ・雇用の確保 ・高齢・障がい者等対策の推進 ・観光の振興
-----------------------------	--

「健康・地域医療の充実」「除雪（雪対策）」「産業の振興を含めた雇用の確保」など、町民一人ひとりの暮らしに直結する分野の向上が、この町の魅力向上につながります。

当町における人口減少の流れを止めることは容易ではありませんが、人口減少による影響を最小限に食い止め、活力と魅力あふれるまちづくりを推進していきます。

社会減対策		<p>■政策1 安定した雇用をつくる</p> <p>■政策2 暮らしやすい地域をつくる</p>
<p>【基本目標】</p> <p>令和5年以降（アフターコロナ以降）の単年度あたりの社会減少数が、年約60人になっていることから、この減少幅を抑制します。</p>		
<p>■政策1 安定した雇用をつくる</p>		
施策	重要業績評価指標（KPI）	
(1) 農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者数 104人（令和2年国勢調査）を維持。 ・新規の就農者を年間2人の確保。 	
(2) 林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・林業従事者数 26人（令和2年国勢調査）を維持。 	
(3) 水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業従事者数 409人（令和2年国勢調査）を維持。 	
(4) 商工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次、第3次産業の民間事業数 287（令和3年経済センサス）を維持。 	
(5) 観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県観光入込客統計 入込観光客数 119,760人（令和5年）より増加。 	
(6) 地場産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度以降、特産品の新規商品開発数を1つでも多く開発。 	
(7) 企業誘致、起業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・町関係期間（役場、商工会、青森スタートアップセンター）への企業誘致、起業の相談件数 年1件以上。 	
<p>■政策2 暮らしやすい地域をつくる</p>		
施策	重要業績評価指標（KPI）	
(1) 交通体系の整備 （広域交通網）	<ul style="list-style-type: none"> ・国道、県道などの整備促進にむけた要望の実施。 	
(8) 住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクの延べ登録件数 延べ10件以上。（運用時から現在までの延べ登録実績3件） 	
(9) 関係人口の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の現地視察に来た移住相談件数 年2件以上。（令和7年実績 1件） 	
(10) 自然環境保全、地球温暖化防止と新エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・（株）津軽半島エコエネによる風力発電施設の設備利用率 26.3%以上（令和7年実績）の維持。 	

自然減対策		<p>■政策3 安心できる子育て・医療環境をつくる</p> <p>■政策4 時代にあった地域をつくる</p>
<p>【基本目標】 令和5年以降（アフターコロナ以降）の単年度あたりの自然減少数が、少子高齢化により年約140人になっていることから、この減少幅を抑制します。</p>		
<p>■政策3 安心できる子育て・医療環境をつくる</p>		
施策	重要業績評価指標（KPI）	
(1) 児童の保健及び福祉の向上及び増進	・年間出生数 2人より増加。（令和7年出生数2人）	
(6) 医療の確保	・外ヶ浜中央病院年間延べ外来者数 21,251人（令和6年度町決算書）より増加。	
(8) 社会教育・社会体育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後学童教室利用者数 年間利用者4,000人（令和6年度同等）を維持。 ・大平山元遺跡ガイダンス施設「むーもん館」年間来場者数5,000人（令和7年4～12月）以上。 	
<p>■政策4 時代にあった地域をつくる</p>		
施策	重要業績評価指標（KPI）	
(1) 交通の確保	・町営バスの年間利用者数 30,000人（令和6年度同等）より増加。	
(2) DXの推進、情報化の整備	・マイナンバーカード保有枚数率78.4%以上（令和7年5月末）	
(3) 消防体制の整備	・消防団員数229人（令和7年12月末）を維持。	
(4) 防犯・交通安全対策の推進	・外ヶ浜警察署管内外ヶ浜町における死者・負傷者発生 の事故件数8件（令和7年11月末）より低下。	
(5) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進	・介護保険の要支援、要介護者合計 615人（福祉課調 令和7年9月末）より低下。	
(6) 障害者の保健及び福祉の向上及び増進	・町地域活動支援センター利用者数 10人（令和7年実績）より増加。	
(7) 町民の健康づくりの推進	・各種がん検診受診の受診率を国の目標である50%に近づける。	
(9) 集落の整備	・集落支援員の配置自治会・地区会数 3団体以上（令和7年度 3団体）。	

政策1

1 安定した雇用をつくる

基本的方向性

当町の産業は、恵み豊かな美しい海と大地の自然を基盤に、主産業である農林水産業や観光産業、商工業などが展開されています。しかしながら、若年層を中心とした人口流出やこれに伴う高齢化の急速な進行等により地域社会の活力の低下を防ぐ必要があります。そのためには、産業の振興による安定した収入と労働環境を確保できる魅力ある就業の場を創出することが重要な課題となっています。

特色ある地域の資源を活かし、生産、加工から流通・販売までを結びつけ、収益性のアップを図りながら、付加価値を高める特産品化及びブランド化を進める必要があります。あわせて、いくつもの産業が関連しながら新たな産業・技術の創出により、若者をはじめとする雇用機会の確保・定住促進に結びつく、地域の自立性ある経済基盤づくりを進めます。

このように、起業化・他産業との連携等の取組を支援するための施策、U I J ターンを実現するための施策の充実を図りつつ、自然環境の保全に十分配慮しながら、特色ある資源を活かした産業振興を図ります。

＜政策1＞（施策1）農業の振興



現状と課題

本町の農業は、近年恒常的勤務による安定兼業農家が増加し、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化しています。こうした中でも、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地流動化はこれまで顕著な進展をみないままに推移してきましたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に、あるいは農業生産基盤の整備の完了に伴い、急速に農地の流動化が進む可能性が高まっています。

また、農作物価格の低迷による所得の低下等により、農家の労働力は他産業への流出傾向にあるため、農業従事者の就業機会の確保を図ることは、地域農業の持続的な発展を支える重要な要因の一つでもあり、不安定な就労農業従事者にあっては、安定的な就労への積極的な誘導を図る必要があります。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・農業従事者数 104人（令和2年国勢調査）を維持。
- ・新規就農者 年間2人の確保。

主な取組み ＜事務事業＞

- ・東青市町村とも連携しながら、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保及び中核農家の重点的育成、新規就農者の受入体制を整備します。
- ・認定農業者、後継者の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積を行います。
- ・オペレータ育成、受委託の促進等を図り、生産組織を育成し、法人形態への誘導を図ります。
- ・HACCPの導入など安全安心な生産物の安定供給体制や後継者育成対策を強化します。
- ・地場産品販売所のネットワーク化の推進を図ります。
- ・6次産業振興及び高次加工のための加工施設、産直施設等の整備を行います。
- ・特産品開発とブランド化の推進を図り、情報発信を行いながら、事業展開の地元定着及び継続性向上を図ります。
- ・流通経路を確立した国内及び海外向け販売の促進を図ります。
- ・地産地消の拡大を図ります。
- ・高付加価値化、法人化、機械化、DX、雇用や環境配慮への取組等を支援します。
- ・農地の高度利用、農用地の流動化等による経営体の育成、農作業の受委託の促進及び集落等を単位とした集团的土地利用により、農地の効率的利用を図り、生産性の高い産業として自立し得る農業生産構造の確立に努めます。
- ・大区画ほ場での効率的作業体系の構築により、新規需要米及び大豆の作付拡大や高収益作物の導入を目指します。
- ・米粉製粉施設等の農林水産物加工施設の整備や観光農園等、農業者の能力、技術を活用した農業関連産業の育成および地場産業の振興に努めます。
- ・農業組合法人を中心とした生産から加工販売までの6次産業化を推進し、雇用の拡大を図ります。
- ・営農意欲の高い経営体と兼業農家等とのコミュニティの場及び連帯感の醸成を図り、合理的な農業生産活動が可能な、活力のある住みよい農村地域社会を形成します。

- ・各集落の意向を踏まえながら、農村生活環境の整備をさらに推進することとし、周辺の農用地との調和を図りつつ、地区の状況に応じて道路等の生活基盤や排水施設の整備をはじめ、長期的な視点に立って緑豊かでゆとりある住環境の創出に努めます。
- ・連携中枢都市圏事業などで広域的に取り組む事業を推進します。

<政策1> (施策2) 林業の振興



現状と課題

林業経営は生産期間が長期にわたり、財産投資的性格が強く副業的傾向にあるため、短期間で生産される樹種への転換を進めるとともに、生産基盤である林道網の整備を進めるなど、林業経営の効率化に努めていく必要があります。

また、森林が持つ水源かん養、大気の浄化、山地災害防止、保健休養等の公益的機能を一層発揮させるため、広葉樹の植林を主体とした育成天然林等の造林も推進し、自然環境の保全に配慮したレクリエーションの場の整備を図るとともに、森林資源の適正利用を図る必要があります。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・林業従事者数 26人（令和2年国勢調査）を維持。

主な取組み <事務事業>

- ・公益的機能の維持増進を図るための施業を基本とし、持続的かつ安定的な木材生産を行うため、人工林については長伐期施業とし、適正な間伐を繰り返し行い、適正な森林管理に努めます。
- ・主伐後は再造林等で、確実に森林を維持し資源の充実を図ります。
- ・低コスト路網整備による林道・作業道及び植林等の生産基盤の整備をします。
- ・低コスト施業、集約化施業等による作業の効率化を図る森林施業推進体制を整備します。
- ・林業従事者等の人材育成を行います。
- ・高付加価値化、法人化、機械化、DX、雇用や環境配慮への取組等を支援します。
- ・農業用水の重要な水源地であることから、森林保全・里山保全事業の推進を図ります。
- ・連携中枢都市圏事業などで広域的に取り組む事業を推進します。

<政策1> (施策3) 水産業の振興**現状と課題****【蟹田平館】**

陸奥湾湾口部は、潮流が速く、春から夏において、ヤマセ（偏東風）の影響により時化が続き、冬は低気圧の影響による波浪が厳しい気候風土になっています。ホタテ貝養殖においては、へい死リスクが高く、1年未満の加工原料向け半成貝に特化せざるを得ない海域となっています。

ホタテ貝養殖漁業を取り巻く環境は厳しく、夏季には、津軽暖流の影響により海水温が稚貝の成長が止まる25℃を超える日が長く続き、冬期には、低気圧による波浪で養殖施設が上下動することで、稚貝の大量へい死を招き、生産量の大幅な減少となっています。

また、養殖施設に付着するキヌマトイガイ等は、6月中旬から7月下旬に、水温の上昇とともに成長して重量を増します。生産終了後の箆洗浄等により排出される養殖残渣の処理作業に費やされる労力と経費の負担が増大し、漁家の経営を圧迫しています。養殖残渣は、出荷時期に大量発生するため、処理するまでの間、一時保管する施設整備など、多くの課題を抱えた現状にあります。

定置網、刺し網漁業においては、燃油、資材等の高騰により漁業経費負担の増加と魚介類の消費減少による魚価の低迷が続き、漁家の経営が厳しい現状にあります。また、漁業協同組合の若年層の組合員数が、極端に少なく後継者不足が懸念されます。

【三厩龍飛】

近年は、主力魚種であるマグロ、スルメイカ等の回遊性魚類の来遊量が減少し、さらに水産物の消費量の減少による魚価の低迷のほか、漁業資材及び燃油の高騰等で漁業経営を圧迫する厳しい現状となっています。また、漁業協同組合員を確保するための対策も必要になっています。

●重要業績評価指標（KPI）

漁業従事者数 409人（令和2年国勢調査）を維持。

主な取組み <事務事業>

- ・ HACCP の導入など安全安心な生産物の安定供給体制を強化します。
- ・ 担い手確保のためのリーダー及び後継者を育成します。
- ・ 漁協、漁業者と協力し水産物のPR活動など情報発信に取り組み消費拡大を図ります。
- ・ 交通体系及び拠点施設等の整備と、市場動向の把握や販路開拓等、流通体制を整備します。
- ・ 資源管理型漁業、つくり育てる漁業の研究・推進による、安定的な収入の確保を図ります。
- ・ 生業と販わい創出のための漁港整備を進めます。
- ・ 地場産品販売所のネットワーク化の推進を図ります。
- ・ 6次産業振興及び高次加工のための施設整備・支援を行います。
- ・ 水産物の加工技術等や産地イメージの向上による付加価値の増大を図り、魚価の向上を推進します。
- ・ 特産品開発とブランド化の推進を図ります。
- ・ 地産地消の拡大を図ります。
- ・ 流通経路を確立した国内及び海外向け販売の促進を図ります。
- ・ 高付加価値化、法人化、機械化、DX、雇用や環境配慮への取組等を支援します。

- ・環境保全、ブルーカーボンにも配慮した漁業振興対策に取り組みます。
- ・関係機関と連携して、新たな魚種等による漁業振興対策を検討します。
- ・連携中枢都市圏事業などの広域的に取り組む事業を推進します。

【蟹田平館】

（ホタテ貝養殖漁業）

- ・地球温暖化が進むなか、養殖事業の維持発展のための対策を検討します。
- ・養殖の中間飼育管理改善に取り組み、歩留まりが高い良質のホタテ貝生産量の増加を図ります。
- ・洋上での養殖籠の付着物除去作業に取り組み、漁業経費削減を図ります。
- ・ホタテ残渣処理対策を進めます。

（定置網、刺し網漁業）

- ・漁業者は、講習会に積極的に参画し、活〆技術向上の習得に努め、船上活〆による鮮魚の品質改善に努め、付加価値向上を図ります。
- ・雑海草除去やウニ密度管理に取り組み、藻場の保護に努めます。

（ホタテ貝養殖漁業者・定置網、刺し網漁業者）

- ・磯資源の確保と漁業生産の安定を図るため、稚アワビ、稚ナマコの放流事業を実施します。

【三厩龍飛】

- ・魚価の向上を目指し、漁獲物の鮮度保持技術の習得と船上活〆処理等による品質管理を図ります。
- ・地産地消事業に取り組み、魚の消費拡大を図ります。
- ・種苗放流事業に取り組み、磯根資源の保護増殖を図ります。
- ・船底清掃及び減速航行に取り組み、漁業経費削減を図ります。
- ・サーモンなどの資源管理型漁業、つくり育てる漁業の研究・推進による、安定的な収入の確保を図ります。

【内水面对策】

- ・蟹田川の水質浄化、環境保全及び資源管理等によるシロウオ等の魚介類の資源量回復を図ります。
- ・蟹田川流域の豊富な水を活用した内水面漁業・養殖業の振興を図ります。

<政策1> (施策4) 商工業の振興**現状と課題****【商業】**

日常生活の買い物などで、青森市へ消費者が流出し、町内にも郊外型の大型店舗が開業し、従来からある商店（街）の経営環境が厳しくなっています。地元商店は、経営規模が小さく、集客力が低下しているものの、今日まで地域に根ざした事業活動を継続していることから、商業機能のみならず、高齢化社会等の地域ニーズに対応した機能を生かしつつ、商店（街）の再活性化を図り、賑わいのあるまちを形成する必要があります。

現在、町民の大半が郊外型の大型店舗を利用している実態を踏まえながら、従来からある商店（街）と郊外型の大型店舗のそれぞれの特性を生かした商業振興と地域づくりを図ります。

【工業】

全体的に零細中小企業が多く、新規学卒者や若年者の地元就職やU・I・Jターン希望者の雇用機会の確保が困難な状況となっています。今後も、工業を取り巻く環境は、厳しい状況が続くものと予想されますが、広域的視野に立ち、地域産業支援型及び研究開発型の企業導入を促進していく必要があります。また、加工品については、地域イメージが重要であり、地域全体としてのブランド形成が重要になります。地域内の事業者が、地域資源を活用して、新分野に積極的に進出したり、町民が多様な起業を図ることを支援する取り組みが必要です。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・第2次、第3次産業の民間事業数 287（令和3年経済センサス）を維持。

主な取組み <事務事業>**【商業】**

- ・商工会・行政の連携による商業の経営安定の強化と、金融機関等と連携した制度資金の適切な運用や経営の近代化を推進します。
- ・人々が、ふれあい、交流し、くつろげる、魅力ある商業空間づくりなどの活性化を行います。
- ・キャッシュレス決済の導入など、新しい生活様式に対応した取組を推進します。
- ・連携中枢都市圏事業などの広域的に取り組む事業を推進します。

【工業】

- ・地場産業の振興を図るため、地域資源の有効利用による新製品開発や既存製品の改良を行います。
- ・HACCPの導入など安全安心な生産物の安定供給体制を強化します。
- ・連携中枢都市圏事業などの広域的に取り組む事業を推進します。

<政策1> (施策5) 観光の振興



現状と課題

令和9年4月から、鉄道利用者の減少に伴い JR 津軽線蟹田三厩間の鉄路が廃止され、自動車交通に転換することになりました。蟹田地区は、JR 津軽線最終駅となる蟹田駅のほか、蟹田駅から観光地龍飛崎方面に向かう自動車交通の出発地点になるほか、海路としては、陸奥湾を横断し津軽・下北半島を結ぶフェリーの発着地点もあり、今後も引き続き、青森県観光の重要な観光ルート拠点としての役割を担うこととなります。

主な観光資源としては、三厩地区には、津軽半島最北端に位置する津軽国定公園龍飛崎の雄大な自然景観のほか、青函トンネル記念館や階段国道など、全国的にも有名な観光資源が数多くあります。蟹田地区には、作家太宰治の文学碑等が佇み、陸奥湾内の景観がパノラマのように眺望することができる観瀾山が国道 280 号線沿いにあります。平館地区には、江戸時代の参勤交代を偲ぶ松前街道の黒松並木の景観や砲台の跡である平館台場跡があるほか、白亜の平館灯台が、今もなお、津軽海峡、平館海峡及び陸奥湾を往来する船舶の航行を見守っています。

歴史的文化資源は、令和3年に世界文化遺産として登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の一つである史跡大平山元遺跡のほか、源義経の北行渡海伝説や文人墨客の足跡等、多くの文化資産に恵まれています。

レクリエーション施設は、海岸線と平行した国道沿いに、海水浴場やオートビレッジ及びキャンプ場等が整備されています。

しかしながら、豊富な観光資源があり、キャンプ場やコテージなど自然を活かした宿泊場所があるものの各要素をつないだ観光メニューの提案までにはいたっておらず、着地型・体験型観光の受入体制が整っていないことが課題となっています。このため、農林水産業等の体験メニューを構築しながら、恵まれた景観や歴史文化遺産等を繋げた観光産業の振興を図る必要があります。

●重要業績評価指標 (KPI)

- 青森県観光入込客統計 入込観光客数 119,760 人 (令和5年) より増加。

主な取組み <事務事業>

- 観光消費額の拡大を図るため、海、山、森林、温泉、食、文化等を活用したグリーン、ブルー・ツーリズム、周遊滞在型観光、冬場の観光等、地場産品、景観、歴史、文化遺産、道の駅の複合的 PR を図り、交流滞在や体験が可能な観光コンテンツの整備、観光メニューの開発を行います。
- 観光客をターゲットにした二次交通の整備を図ります。
- フェリーの発着地点の地の利を活かして、宿泊業や飲食業等の観光関連業種の活性化を図ります。
- 階段国道周辺の火災跡地の利活用を推進します。
- テレワーク・ワーケーション向けの観光メニューの開発を行います。
- 町 WEB サイト、パンフのほか、SNS などの様々な媒体を利用した情報発信の充実を図ります。
- 街歩きイベントを実施するなど、町の新たな魅力を発掘します。
- 外国人観光客の誘致の強化・推進のため、外国語のウェブサイトやパンフレット、外国語併記の観光案内標識などにより、外国人観光客が安心して周遊できる体制整備を進めます。

- 観光レクリエーション施設の整備のほか、ホスピタリティの向上など受入体制を整備します。
- キャッシュレス決済の導入など、新しい生活様式に対応した取組を推進します。
- 連携中枢都市圏事業などの広域的に取り組む事業を推進します。

<政策1> (施策6) 地場産業の振興



現状と課題

農林水産物・エネルギーなどの地域資源と企業が持つ技術等により、新製品開発や新事業が活発に行われるように取組み、雇用の場の創出、拡大を図ります。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・令和8年度以降、特産品の新規商品開発数を1つでも多く開発。

主な取組み <事務事業>

【物産振興】

- ・特産品開発とブランド化の推進を図り、ECサイト等で情報発信を行いながら、物産振興を図ります。
- ・HACCPの導入など安全安心な生産物の安定供給体制を強化します。
- ・連携中枢都市圏事業などの広域的に取り組む事業を推進します。

【エネルギー】

- ・ホタテ貝養殖残渣、稲わら、間伐材、食品残渣など、バイオマス資源を活用した資源循環型社会に貢献する新たな産業づくりに取り組みます。

＜政策1＞（施策7）企業誘致、起業の促進



現状と課題

【企業の誘致対策】

誘致企業は、かつて縫製工場が3社立地していましたが現在は1社に留まっています。国道280号バイパスが青森市から外ヶ浜町蟹田まで開通し、陸上交通のアクセスが向上したものの、工業団地等を保有しておらず、長引く景気低迷により新規の進出企業がない状態となっています。そこで、既存物件の利活用による企業進出の融通を図る取組みが必要となっています。

また、地域資源の有効活用を図り、地域にとって波及効果の大きい町の生業に成長する企業の導入を積極的に推進するとともに、新規産業の創出を図るため、ベンチャーによる起業化について積極的にサポートしていく必要があります。そのためには、土地利用と環境保全に留意しつつ、広域的視野に基づく受入体制の強化・充実に努める必要があります。

【起業の促進対策】

地域経済の活性化を目指し、一次産業の生産性向上、商店街の活性化、企業誘致等の施策を展開してきましたが、景気低迷の中で、地域経済が停滞し、雇用の場を求めて若年者等の流出が続いている現状にあります。

今後、新たな雇用機会の創出を図るため、1次産物である農林水産物の付加価値を高める加工産業の振興を図る観点から、特産品の研究開発等と物産のブランド化を進めるとともに、農林水産業・観光・サービス業が密接につながる総合的な食品産業を育成していくことも必要になります。

また、高齢化社会が進行するなか、介護関連など、福祉、医療、保健の各分野における生活関連サービス業の新たな雇用創出と起業の促進も重要となります。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・町関係機関（役場、商工会、青森スタートアップセンター）への企業誘致、起業の相談件数 年1件以上。

主な取組み ＜事務事業＞

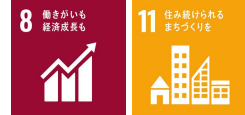
【企業の誘致対策】

- ・小・中学校の空き校舎や空き工場等の既存物件の情報発信を行い企業の進出を図ります。
- ・地域の特性を生かした企業誘致の推進を図ります。
- ・少子高齢化社会で求められる社会課題を解決する事業者等の進出を促進します。
- ・東青圏域が一体となって企業誘致情報を発信します。

【起業の促進対策】

- ・産学官金連携により地域課題解決の研究開発を促進し、ビジネス化する環境を高めます。
- ・後継者発掘など、事業承継を促進します。
- ・町内の事業者と連携した技術者育成支援を検討します。
- ・事業拡大や新進出分野を切り開く創業者支援を検討します。
- ・公共施設、空き家、空き店舗を活用した起業支援を検討します。
- ・テレワーク・ワーケーションの拠点づくりを推進します。
- ・東青市町村で連携し、首都圏におけるビジネス交流拠点の構築を図ります。
- ・創業・企業の拠点づくりを進めます。
- ・連携中枢都市圏事業などの広域的に取り組む事業を推進します。

<政策1> (施策8) 雇用の確保



現状と課題

地域の雇用情勢が厳しい中で、新規就業希望者や離職した失業者等の雇用機会を、産業分野のみならず、福祉、教育など、あらゆる分野で、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用の受け皿を創り出すこととしますが、ある程度の就業機会の創出が実現しても、町外に就業機会を求めて転居するなど、人口減少が依然として続いている現実があります。雇用創出は、経済情勢の影響を受けるものではありませんが、雇用の確保に向け、行政のみならず、民間事業者とも同一歩調をとって、求職者の受入体制を整備していきます。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・設定なし

主な取組み <事務事業>

- ・地域資源や生活関連等、あらゆる分野における産業の創出、育成、拡大を図ります。
- ・テレワークやワーケーションなど新たな働き方を推進します。
- ・副業、複業、兼業等による労働力確保を図ります。
- ・6次産業や福祉産業における起業対策を進めます。
- ・若者、女性、シニア、障がい者、外国人などの、多様な人材が輝く雇用機会の創出を図ります。
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現（働き方改革）による子育てと仕事の両立を図ります。
- ・外国人労働者との共生について、町民の声を聞きながら対策を講じます。
- ・連携中枢都市圏事業などの広域的に取り組む事業を推進します。

政策2

2 暮らしやすい地域をつくる

基本的方向性

当町は、陸路・海路とも、津軽半島の交通の要衝となっています。陸路では、津軽半島を横断し、五所川原市などにアクセスする「津軽やまなみライン」。これと交差し、本半島を北へ縦走する「津軽なかやまライン」。加えて、当町北端の龍飛崎から日本海を沿って北津軽郡中泊町を結ぶ「龍泊ライン」があります。海路は蟹田地区から陸奥湾を横断し、約60分で下北半島に至るカーフェリーが就航しています。当町の近隣には、東北新幹線新青森駅や北海道新幹線奥津軽いまべつ駅があり、当町からは約40分の範囲内で新幹線の高速交通を利用することができます。市部との適切な機能連携を図りながら、豊かで美しい自然に囲まれた快適なライフスタイルを提案することで、町民が誇りを持ち、町外の人たちも住んでみたいと思える町をつくります。また、若い世代から高齢者まで、多様な世代が共に生活でき暮らしやすいまちづくりを進めます。

地球温暖化問題やエネルギー対策では、地域の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、町の環境保護に対する町民意識の高揚・普及を図り、その保護・保全に努めます。今後、環境やエネルギーの課題は、広く町民に認識してもらうことが必要であるとともに、次世代を担う子どもたちへの教育も重要になってきます。地球環境問題等に対する取組みは、町民、事業者、行政が一体となって、地球規模で進めるべき課題です。

<政策2> (施策1) 交通体系の整備 (広域交通網)**現状と課題**

津軽半島の陸奥湾側を南北に縦走する国道280号と、三厩地区から津軽半島日本海に沿って弘前市方面に至る国道339号、蟹田地区から東西に津軽半島を横断する県道鱒ヶ沢蟹田線及び北海道新幹線奥津軽いまべつ駅までのアクセスに便利な県道今別蟹田線が基幹道路となっています。道路整備による地域間の時間短縮により、地理的格差を克服し、一体性の高い地域の形成を図ります。

海路では、津軽・下北半島を結ぶカーフェリーの発着地になっており、鉄道ではJR津軽線の駅があるなど、広域生活・経済圏域の中で交通の要衝及び交流拠点として重要な位置を占めています。

今後も、広域圏の中心的な都市へのアクセス、東北新幹線・北海道新幹線へのアクセスの向上のほか、津軽半島を循環する半島道路の強靱化を図っていく必要があります。新たな道路新設のほか、町内の道路には、まだまだ狭隘な箇所が多く存在し、拡幅改良、老朽化対策、冬期間の路面对策など、安全面において早急に改善する箇所があり、その対策が急がれます。

●重要業績評価指標 (KPI)

- ・国道、県道などの整備促進にむけた要望の実施。

主な取組み <事務事業>

- ・国道280号及び339号の整備促進を国・県等へ要望します。
- ・県道鱒ヶ沢蟹田線、今別蟹田線、三厩小泊線、三厩停車場龍飛崎線(あじさいロード)の整備促進を、県等へ適宜要望します。
- ・JR蟹田駅の乗降ホームの利便性向上にむけ、関係機関と一体となって取り組みます。
- ・小国峠の平坦化等の早期実現に向け、関係機関と一体となって取り組みます。

<政策2> (施策2) 町道の整備 (生活交通網)**現状と課題**

重要な路線や集落と公共施設を結ぶ路線を中心に、日常生活における地域内での活発な交流を促進するため、生活道路の整備を進めるとともに、国道及び県道との接続に配慮し、広域的ネットワークの形成を図る必要があります。

町道には、未整備や老朽化が目立つ路線もあるため、産業・観光振興はもとより、町民生活の利便性・環境改善の向上を目指し、生活空間に合わせた道路整備が望まれます。

また、冬期間の生活の安定と産業の振興を図るため、防雪、融雪等の施設整備、除排雪機械の充実、道路改良により雪対策を推進し、集落相互、集落と公共施設、集落と近隣自治体を結ぶ交通の確保に努めます。

●重要業績評価指標 (KPI)

- ・設定なし

主な取組み <事務事業>

- ・安全、安心な道づくりを推進するため、災害危険箇所の防除等、道路防災対策に取り組みます。
- ・災害時においても道路の多重性が確保される道路ネットワークの形成に取り組みます。
- ・国道・県道・町道等のアクセス向上を図ります。
- ・国道や県道に至る町道、物流や防災の拠点となる避難所や観光レクリエーション施設へのアクセス道路を適正に管理します。
- ・基礎集落、日常生活に直結する道路施設を計画的に整備します。
- ・道路施設等インフラの点検を強化し、安全性を考慮した道路維持管理、草刈等を行います。
- ・道路標識、施設案内板等の整備を行います。
- ・歩行者の安全・快適性を重視した歩道空間を整備します。
- ・冬期間の交通確保、住環境の整備のため、除排雪機械整備及び流・融雪溝等の整備による除排雪対策を推進します。
- ・流融雪溝の利便性の向上を図ります。
- ・町民ニーズに対応したきめ細かな除排雪体制を確立します。

<政策2> (施策3) 農道、林道及び漁港関連道等の整備(産業交通網)**現状と課題**

農道、林道及び漁港関連道等については、産業の近代化、流通の円滑化に資するものを整備します。また、近隣市部と農山漁村との交流促進による地域活性化等にとって不可欠である基幹的な道路も計画的に整備します。

●重要業績評価指標 (KPI)

- ・設定なし

主な取組み <事務事業>

- ・農林水産業等の産業振興及び交流促進に資する関連道路の整備を行います。

<政策2> (施策4) 通信体系の整備



現状と課題

情報通信技術（ICT）は、スマートフォンの普及とともに、SNS など多種多様なサービスとして展開され、日常生活に欠かせない生活インフラとして大きく影響を及ぼしています。当町では、防災行政無線のほか情報基盤整備事業を展開しており、家族や地域の人たちが安心して暮らし、多様な価値観の人たちと出会い、交流し、いきいきと地域を楽しむことができる元気なまちの実現に向けて、町民と行政が一体となった取り組みを進めていきます。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・設定なし

主な取組み <事務事業>

- ・情報通信基盤及び行政情報ネットワークシステムの基盤を整備します。
- ・行政手続のオンライン手続を推進します。
- ・行政情報や消防・防災の緊急情報等の伝達のため、防災行政無線施設の整備のほか、デジタル技術の活用を図ります。



＜政策2＞（施策5）水道施設の整備

現状と課題

外ヶ浜町の簡易水道施設は、町内全域にわたりほぼ整備されています。健全な経営体制を維持しながら、地域生活の重要な基盤施設として、町民の多様なニーズに応え、信頼性のあるサービスを継続して提供していきます。今後、施設の老朽化等に対応した施設整備を適切に実施していく必要があります。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・設定なし

主な取組み ＜事務事業＞

- ・外ヶ浜町3地区の安定的・効率的な給水体制の整備を図ります。
- ・取水施設の整備を図ります。
- ・量水器の計画的な交換を推進します。
- ・老朽化等に伴う施設調査及び改修等を進めます。

<政策2> (施策6) 下水道の整備

現状と課題

下水道は、3地区で一部供用開始しています。今後は、施設整備費や維持管理経費、財政計画等を見極めながら事業を展開します。

下水道計画区域外では、合併処理浄化槽の普及により、生活排水による水質汚濁を防止することで、居住環境の改善と河川、海域等の公共用水域の水質保全の対策を図ります。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・設定なし

主な取組み <事務事業>

- ・財政事情等を踏まえた計画的かつ効率的な下水道事業を推進します。
- ・長期的に安定した施設運営をしていくために、ストックマネジメント計画に基づいて継続的に機器等の長寿命化を図っていきます。
- ・老朽化等に伴う施設調査及び改修等を進めます。
- ・下水道の加入率・水洗化率の向上を図ります。
- ・合併処理浄化槽の普及を促進します。

<政策2> (施策7) ごみ、し尿の適正処理

現状と課題

町では「燃えるごみ（可燃ごみ）」「燃えないごみ（不燃ごみ）」「資源ごみ」「粗大ごみ」の4分類に分けて排出されるごみを回収しています。し尿処理は、下水道事業のほか、青森地域広域事務組合の上磯地区クリーンセンターで処理しています。

可燃ごみの処理は、一般廃棄物処理施設「グリーンハート外ヶ浜」で焼却処理していますが、施設の運営費用が多額となっています。また、ホタテ貝養殖施設で排出される一般廃棄物の養殖残渣は出荷時期に大量に発生しその残渣については、一部をグリーンハート外ヶ浜で焼却処理しておりますが、処理能力を上回る量の残渣が発生した場合は町外の民間処理施設で委託処理しております。

ごみの排出量は、全国や県平均は年々減少していますが、当町の場合は1人あたりの排出量は横ばいとなっています。1人あたりの排出量が減少することが重要ですので、町民、事業者及び行政のパートナーシップにより、ごみの減量化とリサイクル活動を促進します。また、廃棄物の諸問題を含めた啓発と環境教育を推進し、町民の環境問題に対する意識の高揚を図り、次世代の循環型社会の担い手を育むことが必要です。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・設定なし

主な取組み <事務事業>

- ・町民、事業者、行政の役割分担と協働によるごみの減量化・リサイクル、再資源化を推進します。
- ・家庭等のごみの出し方のマナー向上を図ります。
- ・粗大ごみ収集の充実を図ります。
- ・ごみステーションの整備支援を行います。
- ・処理施設の効率的な運営を図ります。
- ・ホタテ養殖残渣処理対策を進めます。
- ・産業廃棄物の適正処理の徹底や、不法投棄防止の指導を強化します。
- ・ごみ減量化、資源化等の啓発活動及び環境教育を推進します。



<政策2> (施策8) 住宅の整備

現状と課題

若者世代の転出や世帯分離等で、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増えています。人口減少の社会構造下では、人口定住を促進するために、新規に住宅を供給するほかに、既存の住宅を活用するなど、保有資産を活かした住環境整備を推進します。

また、基幹産業である農林水産業への若い世代や移住者の取り込みを推進するうえでも、空き家利用を含めた住宅政策を推進するまちづくりも必要となっています。

現在の公営住宅には、更新期を迎えつつある老朽化した公営住宅もあるため、効率的かつ円滑な更新を行います。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・空き家バンクの延べ登録件数 延べ10件以上。（運用時から現在までの延べ登録実績3件）

主な取組み <事務事業>

- ・空き家バンク等で空き家情報の提供を行い、利活用の促進と適正管理により、持続可能な住環境を推進します。
- ・利用可能な公営住宅の改修を進めます。
- ・宅地分譲を推進します。
- ・町内定住の促進（特に町外からの流入）として、住宅取得やリフォームのための助成制度、融資制度を金融機関と連携して構築します。

<政策2> (施策9) 関係人口の創出**現状と課題**

北海道森町との友好町交流のほか、港まつりや龍飛義経マラソン等のイベントでは、町外からの参加者も多く、交流人口の増加に大きな成果を挙げています。今後も、おもてなしの町民意識の高揚を図りながら、受入体制を整備し、友好町や町出身者・観光客等との交流活動を、さらに活性化させる必要があります。

若者の転出抑制や人口の定着につなげるために、転出者の回帰や都市部の移住志向を持つ人を引き付け、定住人口と関係人口の創出・拡大に取り組むとともに、豊かな自然環境と様々な地域資源の持つ魅力を、町内外へ効果的に発信し、外ヶ浜町への誇りや愛着の醸成を図ります。

●重要業績評価指標 (KPI)

- ・町内の現地視察に来た移住相談件数 年2件以上。(令和7年実績 1件)

主な取組み <事務事業>

- ・東青圏域が連携し、移住希望者をサポートする受入体制の充実を図ります。
- ・観光情報の発信のほか、移住関連情報の発信の充実を図ります。
- ・当町で暮らす、働く人材を呼び込むための魅力発信に取り組みます。
- ・地域おこし協力隊など外部人材を活用した取り組みを推進します。
- ・テレワークやワーケーションなどの環境を整備します。
- ・U I Jターンによる移住希望者等を対象にした助成制度・融資制度を、金融機関と連携して構築します。
- ・婚活対策を検討・支援します。
- ・大学や企業等との連携・交流を通じたまちづくりを推進します。
- ・町民と関わりたい関係人口（外ヶ浜ファン「#FANSOTOGAHAMA」獲得やふるさと住民登録制度等）の拡大に取り組めます。
- ・当町の各種産業への就業（インターン含む）や医療・福祉職の移住促進に取り組めます。
- ・地域コミュニティ活動の推進に取り組めます。
- ・ふるさと納税、企業版ふるさと納税、クラウドファンディングを活用し外ヶ浜町のサポーターの掘り起こしをします。
- ・大平山元遺跡展示施設「むーもん館」のリピーターを増やす取り組みを行います。
- ・連携中枢都市圏事業などの広域的に取り組む事業を推進します。

<政策2> (施策10) 自然環境保全、地球温暖化防止と再生可能エネルギーの推進



現状と課題

当町は、2050年までに温室効果ガスの排出と吸収を考慮して、町全体として温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」を2023年9月に宣言しました。主な行動内容は「風力・小水力等の再生可能エネルギー事業の推進」「庁舎や公共施設等における環境配慮型の設備、機器等の更新・導入の推進」「全町的に脱炭素に向けた普及啓発を行うとともに、連携・協力を強化」することとなっています。また、環境省が事務局となっている生物多様性のための30by30「サーティ・バイ・サーティ」アライアンスにも参加しています。

日常生活や事業活動など、人の活動によって、地球温暖化がもたらされておりますが、地域社会を構成する私達一人ひとりが、自らの日常生活や事業活動を再点検し、限られた資源の有効活用や再生可能エネルギーの利用促進など、地球環境への負荷が少ない行動へ転換していく必要があります。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・(株)津軽半島エコエネによる風力発電施設の設備利用率26.3%以上（令和7年実績）の維持。

主な取組み <事務事業>

- ・省エネ住宅での快適な住環境を実現、自然と共生した再生可能エネルギーの導入拡大、公共施設のLED化など、暮らしの脱炭素を推進します。
- ・バイオマスによる熱供給の検討など、産業の脱炭素化を推進します。
- ・環境に優しい車両の導入など、交通の脱炭素化を推進します。
- ・適正な森林整備やブルーカーボン対策など、CO₂などの吸収源対策を推進します。
- ・「外ヶ浜町地球温暖化対策実行計画」の着実な進行を通じて、脱炭素、循環型社会の実現にむけた施策「2050ゼロカーボンシティ外ヶ浜」を目指し、環境教育や官民連携を推進します。

政策3

3 安心できる子育て・医療環境をつくる

基本的方向性

少子化の進行は留まることなく、深刻化する人口の減少、高齢化の進展、核家族化の進行、地域構造の変化などにより福祉を取り巻く環境は変化し、町民の福祉に対するニーズが高度化・多様化しています。このような状況のなか、すべての町民が健康で安心した生活を送ることが地域の活力となります。赤ちゃんからお年寄りまで、誰もが自立し、尊厳を持った社会の重要な一員となり、地域ぐるみで支え合う心豊かな福祉社会の実現をめざします。

児童福祉については、町の将来を担う子ども達は地域の宝であり、子ども達が健やかに育つことは町民すべての願いです。少子化に加え、共働き家庭やひとり親家庭など、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、子どもを安心して生み育てられる環境、社会全体で子育てを支援する仕組みをつくっていくことが、もっとも求められています。子育てを夫婦のみで行うのではなく、地域で見守り育む体制づくりが不可欠であり、育てにくさを感じる親に寄りそう支援が今後も重要です。このため、家庭と地域が子育てする力を高めていく環境づくりを重点課題として取り組んでいきます。

医療については、自治体病院を巡る医師不足や厳しい経営環境が続いています。外ヶ浜中央病院は、津軽半島北東部の中核病院として、課せられた責務を果たしつつ、医師確保による救急告示病院の再開のほか、多様化する患者ニーズに適切に対応するとともに、限られた医療資源を有効かつ効率的に活用し、安心安全な医療提供体制の構築に努め、更なる地域医療の充実及び維持確立に努めていきます。

教育面では、平成31年4月の学校統合により小中学校4校となり、令和7年4月からは、学校再編により三厩小・中学校が施設一体型小中一貫校となり新たなスタートを切りました。4校すべてが小規模校で小学校2校が複式校となっていますが、新しい時代を生き抜く心豊かでたくましい人づくりを目指した学校教育の充実を努めているところです。社会教育の推進については、将来を担う人づくりのために、学習活動を支援する指導者などの育成や生涯学習にかかわるリーダーの養成に努め、社会教育の充実を図るとともに、地域の学習活動などの拠点となる公民館活動の充実をめざしています。また、町民がスポーツ交流や健康づくりを通して、うるおいと活気のある生活ができる環境づくりに努めています。

生涯学習では、町民一人ひとりが生涯のいろいろな時期や場面において、身近にスポーツに親しんだり、自己の充実と啓発や生きがいのある生活が送れるように学習機会の整備拡充を図ります。また、学習の成果を活かすために、文化活動やボランティア活動、趣味などの活動場面の充実を努め、郷土を愛する町民の生涯学習と学びを通じた社会参加を推進していきます。

<政策3> (施策1) 地域における子育ての支援



現状と課題

子どもや家庭を取り巻く環境は厳しさを増し、核家族化の進行や、近隣関係の希薄化など子どもをめぐる地域ネットワークが弱体化していく中で、親子2人きりで周囲から隔離されて一日を過ごす「育児の孤立化」といった状況が指摘されています。また、兄弟姉妹の減少などによって乳幼児とのふれあいの経験がないままに親となる者が増加するなど、家庭や地域における子育て力の低下には著しいものがあります。

共働き家族をはじめ、専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、子育て世帯の負担軽減を図り出生数が高めまるよう、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

●重要業績評価指標 (KPI)

- ・年間出生数 2人より増加。(令和7年出生数2人)

主な取組み <事務事業>

○地域における子育てサービスの充実

- ・妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。
- ・妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図るため、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行います。
- ・親の育児不安の解消等を図るため乳幼児健診の場を活用したり、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期から継続した養育支援体制の充実を図ります。また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落、転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取り組みを進めます。
- ・子育て支援事業が着実に実施できるよう、必要な措置の実施に努めるとともに、子育て支援事業に関する情報の提供、相談・助言並びにあっせん、調整・要請等を行います。
- ・保護者が障がいをもつ家庭等についても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、相談体制を充実し、きめ細かな配慮を行います。
- ・父親の子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識改革・啓発普及等を促進します。
- ・小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に努めます。
- ・小児救急医療については、県や近隣の市町村、関係機関との連携の下に積極的に取り組みます。
- ・妊娠期及び出産期を通じて、医療機関（産科・小児科等）と連携しながら、新生児聴覚検査を受診してもらえるよう情報提供を行い、子どもの聴覚障がいを早期発見し、適切な援助を受けよう働きかけるとともに、定期的な乳幼児健康診査受診時等の支援体制の充実を図ります。
- ・多胎児及び多子の子育て家庭に対する妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じての切れ目のない支援を確保する環境の整備やサポート体制の強化を図る必要があります。
- ・新たに設置した「こども家庭センター」と地域の様々な関係専門機関とのネットワークを構築し活用しながら、ワンストップ相談窓口の整備を図り、妊娠期、出産期（産後ケア）、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるよう子育て家庭の個別ニーズを把握した上

で、情報提供や相談支援を行い、個々に必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かな支援を行います。

○保育サービスの充実

- ・保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制の整備が必要です。
- ・保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。
- ・保育の質の向上、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保を行うよう、職員の研修体制の充実、地域の関係機関との連携・積極的な協力により進めていきます。

○児童の健全育成

- ・地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊び、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等が行える、すべての子どもを対象とした放課後や週末等にも安全・安心な居場所づくりを推進します。
- ・児童の健全育成を図る上で、公民館、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取り組みを進めていきます。
- ・児童の健全育成の拠点施設の一つである公民館は、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせ等、親子のふれあいの機会を計画的に提供するとともに、地域における中学生・高校生の活動拠点として、その積極的な受け入れと活動の展開を図り、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくりに活用します。
- ・主任児童委員又は児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取り組みなど子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めていきます。
- ・性の逸脱行動の問題点等については、教育・啓発を推進し、少年非行等の問題を抱える児童の立ち直りを支援します。
- ・保護者の子育て支援、引きこもりや不登校への対応においては、こども家庭センター、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であるため、地域ぐるみの支援ネットワークを整備します。
- ・施策を実施するにあたっては、地域の高齢者の参画を得るなど、世代間交流の推進を図ります。
- ・各種の子育て支援サービスの場として余裕教室等の公共施設の余裕空間や商店街の空き店舗の活用を検討します。
- ・「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ、放課後子供教室の両実績を踏まえ、引き続き、共働き家庭等の留守家庭のニーズと地域の実情を把握した上で、学校施設を徹底的に活用しながら、その受け皿の整備を推進します。
- ・放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業を設置・運営する上で、教育委員会及び各関係機関と連携しながら、すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、児童の自主性や社会性等のより一層の向上のため、発達段階に応じた主体的な体験・活動ができる環境の整備と健全な育成の支援体制の充実を図ります。

<政策3> (施策2) 子育てを支援する生活環境の整備



現状と課題

子育てしている家庭や子育てを担う世代を中心に、広くゆとりのある居住空間を確保し、1人でも多くの子どもが育てられる環境が求められています。

また、子どもの視点に立った安全な道路の整備、安心して親子が外出できる環境の整備、さらには子どもが犯罪に遭わないようなまちづくりを地域で推進することが求められています。

●重要業績評価指標 (KPI)

- ・設定なし

主な取組み <事務事業>

○良質な住宅の確保

- ・子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組みを推進します。
- ・住民に身近な地方公共団体として、持ち家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進めます。

○良好な居住環境の確保

- ・公共賃貸住宅の整備においては、地域の実情等を踏まえつつ、こども園等の子育て支援施設の一体的な整備を検討します。

○安全な道路交通環境の整備

- ・交通事故から次世代を担う子どものかけがえのない命を社会全体で守るため、教育機関（認定こども園・小中学校等）、警察、道路管理者等が連携・協働し、未就学児及び児童生徒が日常的に移動する経路（キッズゾーン（仮称）・スクールゾーン等）の安全点検を定期的実施し、道路交通安全環境の整備のほか、地域ぐるみで子どもを見守るための体制整備の強化を図ります。
- ・地域において、子どもが日常的に移動する経路等の安全を確保する一環として、警察による子どもの通行が多い生活道路等における適切な交通指導取締りとあわせて、地域ぐるみで子どもを見守るための区域の設定（キッズゾーン（仮称）・スクールゾーン等）の推進を図ります。
- ・高齢運転者を含めたドライバーの事故防止を推進するため、安全運転サポート車の普及の一層の促進を図るとともに、逆走対策など道路インフラの面からもドライバーが安心して移動可能な道路整備（道路拡幅や標識・標示の設置等）による視距や視認性の向上等の環境改良を強力に推進します。

○安心して外出できる環境の整備

<公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化>

- ・妊産婦、乳幼児連れの人等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のためのバリアフリー化を推進します。

<子育て世帯にやさしいトイレ等の整備>

- ・公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できるようにするための整備を推進します。

<安全・安心なまちづくりの推進等>

- ・子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住宅の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要です。

- ・道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備を推進します。
- ・侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッターなどの建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ります。
- ・通学路の防犯の観点から、教育機関・学校、子ども・保護者、見守りに係わる地域住民、警察等の各関係機関が危険個所に関する情報の共有を図り、警察による警戒・パトロールを重点的に実施するとともに、地域住民による見守りについても危険個所への重点的な配置にシフトすることにより、効率的・効果的な実施を図ります。
- ・警察や地域住民による警戒・見守りなどのソフト面での対策を補完するハード面での安全性の確保として、子育て世帯や地域のニーズを踏まえ、防犯カメラや防犯灯等の設備の設置等の環境整備の促進を図ります。

<政策3> (施策3) 職業生活と家庭生活との両立の推進



現状と課題

仕事と子育ての両立は、人間として生きていく上で不可欠な条件であり、その条件が満たされてこそ、社会全体も人間性に満ちた持続可能な発展を遂げることができます。

仕事と子育ての両立ができるよう、社会は総力を挙げて支援し、社会システムそのものを両立支援型に構築し直す必要があるという認識が急速にひろがっています。

多くの非正規雇用者として働く労働条件は低いためこのような状況が少子化をもたらしていると言えます。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・設定なし

主な取組み <事務事業>

○仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- ・職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の職場における働きやすい環境を阻害する慣行、その他の諸要因を解消します。このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。
- ・仕事と生活の調和の実現のため、労働者や事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発を図ります。
- ・改正次世代育成支援対策推進法等の関係法制度及び一般事業主行動計画に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発を図ります。
- ・仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集提供等を図ります。
- ・認定マーク（くるみん）の周知、表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価することを促進します。
- ・労働者、事業主（企業）が育児・介護休業法に基づく措置（育児・介護休業の取得や育児休業等からの職場復帰、短時間就業の取得等）の確実な履行確保ができるよう、各関係機関と連携し、情報の周知の強化を図ります。
- ・事業主及び企業（主に中小企業）に対し、育児・介護休業法に基づく措置や取り組み等の情報提供や相談体制の整備を図ることで、育児等と仕事を両立しやすい職場環境の整備を促進させるとともに、男性による育児休業等の取得の向上を目指します。
- ・妊娠・出産を機に離職した場合や子育て中の女性の再就職に対して、マザーズハローワーク事業の拡充等を通じて、相談窓口や希望に応じて再就職できる環境整備、職業支援の実施等、丁寧な就職支援体制の構築を進めていきます。

○仕事と子育ての両立の推進

- ・仕事と子育ての両立のための支援体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国・県・関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。
- ・事業主及び企業（主に中小企業）に対し、働く方（労働者）が、仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる職場環境の整備の取り組みを促進するための情報提供や相談窓口等の支援体制を強化していきます。
- ・教育機関（幼稚園・保育所（園）・認定こども園等）及び子育て支援事業について、子育て家庭のニーズに沿った事業になるよう環境整備や支援体制の充実を図ります。

<政策3> (施策4) 子ども等の安全確保



現状と課題

子どもの安全を守るのは「大人の責任」です。小学校に通う子どもたちは体力、判断力ともまだ未成熟であるため、子どもたちの危機意識を高めるための教育と、周囲の大人が責任をもって子どもたちを守ろうという姿勢が大変重要なことです。

また、各家庭内等における子どもの事故防止のための対策を検討します。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・設定なし

主な取組み <事務事業>

○子どもの交通安全を確保するための活動の推進

<交通安全教育の推進>

- ・子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的かつ体系的に行います。
- ・地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育にあたる職員の指導力の向上や、地域における民間の指導者を育成します。
- ・児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進します。
- ・交通事故から次世代を担う子どものかげがえのない命を社会全体で守るため、教育機関（認定こども園・小中学校等）、警察、道路管理者等が連携・協働し、未就学児及び児童生徒が日常的に移動する経路（キッズゾーン（仮称）・スクールゾーン等）の安全点検を定期的を実施するとともに、未就学児や児童生徒及びその親（保護者）、地域住民等を対象に、交通安全教育指針に基づき段階的かつ体系的に交通安全教育を行います。

<チャイルドシートの正しい使用の徹底>

- ・チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開します。
- ・幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの再利用活動を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めます。

○子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- ・住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進します。
- ・PTA等の学校関係者や防犯ボランティア等を支援したり、関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。
- ・子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習を実施します。
- ・犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

<政策3> (施策5) 要保護児童への対応など きめ細かな取り組みの推進



現状と課題

虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止に向けて社会全体で取り組むべき課題です。その取り組みの推進にあたっては、常に「子どもの最善利益」への配慮を基本として、児童虐待を予防し、発見から再発防止、さらには社会的自立に至るまでの総合的な支援の手を親子に対して用意することが求められています。

離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭、特に母子家庭が急増しています。母子家庭の場合は、事業主の理解不足等から、収入面や雇用条件面で不利な点も多い上に、離婚した相手からの養育費の支払いがされていないケースも多く、総合的な支援策が求められています。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・設定なし

主な取り組み <事務事業>

○児童虐待防止対策の充実

- ・虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じます。また、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制を構築します。
- ・特に虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、既存の要保護児童対策地域協議会（東津軽郡虐待防止協議会）と関係行政機関のみならず、NPOやボランティア団体等も含めた幅広い参加と、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取り組みが期待されていることから、関係職員等の資質向上のため県等が実施する講習会等に積極的に参加します。
- ・市町村の取り組みとして、子ども家庭総合支援拠点となる健康福祉子どもセンター（子ども相談所）の支援体制の強化と要保護児童対策地域協議会（東津軽郡虐待防止協議会）の充実強化、学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化を図ります。
- ・児童虐待の防止（予防）と虐待の早期発見・早期対応として、児童虐待対応マニュアルを作成し、関係者（児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者・教師や保育士等の教育関係者・児童委員等）や専門スタッフに対する実践的な研修を推進するとともに、関係者の資質向上のための研修などの充実を図ります。

○母子家庭等の自立支援の推進

- ・母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子及び寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえたきめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援のため、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、公共職業安定所等と十分に連携し効果的な対策を適切に実施します。
- ・母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取り組みについて情報提供を行います。

○障がい児施策の実施

- ・障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。

- ・障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進します。
- ・障がい児通園（デイサービス）事業を通じて保護者に対する育児相談を推進すること等家庭への支援も併せて行います。
- ・さらに、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等、発達障がいを含む障がいのある児童生徒については、教員の資質向上を図りつつ、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行います。また、支援組織における相談を紹介したり、適切な情報の周知や、家族が適切な育児を行えるよう支援を行います。
- ・こども園や放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。
- ・医療型短期入所事業の対象である重症心身障がい児等が身近な地域で短期入所を利用できるよう、県や隣接市町村と連携しながら、医療機関や既存施設による医療型短期入所事業所の開設を支援し、重症心身障がい児等が在宅で安心した生活が送れるような環境整備と支援体制の充実を図ります。

<政策3> (施策6) 医療の確保



現状と課題

外ヶ浜中央病院は青森地域医療圏域の中で、津軽半島唯一の病院であり、2町1村（外ヶ浜町・今別町・蓬田村）を診療圏域として欠くことのできない医療施設となっています。地域内の介護福祉施設等の入所者に対する健康管理受託事業を行っており、医療、福祉、介護施策において重要な役割を担っています。今後は、病院施設の老朽化のため状況に合わせた改修のほか、建て替えを含めた施設の在り方を検討していきます。病院事業のほか、地域唯一の介護老人保健施設を併設し、平成19年からリハビリテーション科を標榜し、平成23年10月から三厩診療所が外ヶ浜中央病院の附属診療所となったこともあり、中核病院としての重要性が増している中で、引き続き医師の確保に努め、へき地医療拠点病院として近隣の診療所との連携を推進し、地域医療の安定確保に貢献していくこととしています。

町内には民間医療施設も含めて、小児科、眼科、耳鼻咽喉科等がなく、歯科は1施設にとどまっていますが、特定診療科目の町民ニーズが高いことから、広域的かつ体系的な医療供給体制の整備・充実を図ります。

外ヶ浜中央病院に乗り入れるバス路線には、平館・三厩地区（今別町を含む）からは町営バス、蓬田村からは村コミュニティバスが直接乗り入れる便があり、近隣町村と連携して、患者輸送体制を整備しています。今後も引き続き、診療施設の交通アクセスの向上をめざします。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・外ヶ浜中央病院年間延べ外来者数 21,251人（令和6年度町決算書）より増加。

主な取組み <事務事業>

- ・医師確保にむけ、町一丸となった取り組みを強化し救急体制の再開をめざします。
- ・施設・設備のリニューアルを推進し、多様な医療サービスを展開します。
- ・施設の建て替えを含めた施設の在り方を検討します。
- ・町内外の病院・診療所等との支援体制の強化を図ります。
- ・診療施設への交通アクセスの向上を図ります。
- ・連携中枢都市圏事業などの広域的に取り組む事業を推進します。

<政策3> (施策7) 学校教育の充実



現状と課題

自らの力で新しい時代を切り拓く、心豊かでたくましい人間を育成するためには、子ども一人一人のよさや可能性を見出して、その伸長を図るとともに、子どもに自ら課題を見つけ、考え、判断し、問題を解決できる確かな学力や他人を思いやるなど豊かな心、たくましく生きるための健やかな体などを身に付けさせ、向上心や学ぶ意欲の源となる夢や希望を抱かせる学校教育の推進に努めます。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・設定なし

主な取組み <事務事業>

○授業の充実

- ・主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備
- ・「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化
- ・一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫
- ・各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫
- ・学校図書館やICTなどを活用した子どもの学びを支援する学習環境の充実

○道徳教育の充実

- ・道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実
- ・道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫
- ・郷土を愛する心を育む指導の充実
- ・道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

○特別活動の充実

- ・自主的、実践的に取り組む学級活動・ホームルーム活動の工夫
- ・自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫
- ・児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫
- ・集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

○体育・健康教育の充実

- ・運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実
- ・健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実
- ・食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実
- ・安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成

○生徒指導の充実

- ・基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実
- ・生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級・ホームルーム経営の充実
- ・児童生徒理解に基づいた教育相談の充実
- ・児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

- キャリア教育の充実
 - ・キャリア教育指導体制の整備・充実
 - ・現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
 - ・児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

- 特別支援教育の充実
 - ・校内支援体制の充実
 - ・個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
 - ・個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
 - ・交流及び共同学習による相互理解の促進

- 環境教育の推進
 - ・教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
 - ・地域の環境の実態に即した指導の工夫
 - ・環境に関わる体験活動の充実

- 国際化に対応する教育の推進
 - ・郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
 - ・外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
 - ・異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

- 情報化に対応する教育の推進
 - ・情報教育を推進する指導体制の整備・充実
 - ・学習指導におけるICTの適切な活用の推進
 - ・情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
 - ・家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

- 研修の充実
 - ・教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
 - ・日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
 - ・教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
 - ・学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
 - ・家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

- 学校給食の充実
 - ・望ましい食習慣形成の指導の工夫
 - ・小・中学生の給食の嗜好調査と内容の工夫

- その他
 - ・ラーケーションの導入など、子供たちの学びの充実をめざします。
 - ・連携中枢都市圏事業などの広域的に取り組む事業を推進します。

<政策3> (施策8) 社会教育・社会体育の充実



現状と課題

町民一人ひとりが自己の向上を目指し、生涯にわたって心身ともに健康で、生きがいのある充実した生活を送るとともに、心のふれあう豊かで住みよい地域社会をめざすため、社会教育の推進に努めます。

また、健康で心豊かな住み良い町をめざすため、住民の教養の向上と健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与し充実した生活を送るための生涯学習の推進及び町民一人ひとりが、自分の意志に基づき自分に適した方法で生涯にわたって学習できる環境づくりに努めます。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・放課後学童教室利用者数 年間利用者 4,000 人（令和6年度同等）を維持。
- ・大平山元遺跡展示施設「むーもん館」年間来場者数 5,000 人（令和7年4～12月）以上。

主な取組み <事務事業>

○社会教育推進のための基盤整備の充実

- ・生涯学習推進計画の策定
- ・中・長期の社会教育計画の策定
- ・社会教育施設の機能充実と活用の促進
- ・社会教育関係職員等の育成と資質の向上
- ・社会教育関係団体等の活動の支援
- ・情報収集、情報提供

○学校・家庭・地域の連携・協議による未来を担う人材育成の充実

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の充実
- ・キャリア教育の仕組みづくりの推進
- ・こどもの読書活動の充実
- ・家庭教育支援体制の充実
- ・こどもの体験活動の推進

○人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

- ・町民の学び直しやリカレント教育の推進
- ・生涯学習と学びを通じた社会参加の促進
- ・性別や年齢等の有無に関わらない、多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進

○地域の強みを生かした地域づくりを担う人材育成の促進

- ・生活・社会体験、自然体験活動の機会の充実
- ・地域活動の実践者、コーディネーターの育成
- ・現代的課題に対する学習機会の充実
- ・キャリアアップに関わる学習機会の充実
- ・郷土に誇りを持ち、地域の次代を担う若者の育成
- ・地域活動に関わる人材ネットワーク形成の支援
- ・社会参加活動としての学習機会の拡充

- 芸術文化活動の振興
 - ・芸術文化活動の促進
 - ・町民文化祭等の開催
 - ・団体の育成と後継者の養成

- 文化財、埋蔵文化財の保護・保存と公開・活用
 - ・指定文化財保存の支援
 - ・保存団体等との連携及び保存資料の活用による資料室資料の充実化
 - ・埋蔵文化財破壊の防止、埋蔵文化財パトロール、保護思想の普及、情報の提供
 - ・文化財散逸の防止を目的に、情報及び資料の収集

- 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の保存・活用
 - ・世界遺産協議会の開催
 - ・史跡大平山元遺跡の適切な管理
 - ・大平山元遺跡展示施設「むーもん館」の活用
 - ・活用団体との協働
 - ・関係自治体・団体との連携強化
 - ・重要文化財「大平山元遺跡出土品」の保管及び展示

- 生涯スポーツの充実
 - ・スポーツ推進体制の整備
 - ・スポーツ施設等の有効活用
 - ・スポーツの推進と指導者の育成

- 伝統芸能・技術の継承
 - ・学校及び地域の活動の充実
 - ・指導者及び後継者の育成、発表機会の充実
 - ・情報の収集、詳細把握

- 多様な学習機会の充実
 - ・生涯の各時期における学習機会の充実
 - ・多様な学習プログラムの開発
 - ・移動公民館事業の実施（リクエスト講座）

- 自主的学習活動
 - ・学習グループ活動の奨励
 - ・学習情報の提供と充実
 - ・指導者の育成と人材の確保
 - ・地域ボランティア活動の奨励

- 図書及び視聴覚教材活用の充実
 - ・読書に親しむ催しや広報活動
 - ・読書団体の育成と読書相談の充実
 - ・図書の充実
 - ・視聴覚ライブラリーの活用促進

- 芸術文化活動の充実

- ・公民館主催のイベントの充実
- ・芸術文化の継承活動及び創作活動の奨励
- ・文化団体、サークルの育成

○学童教室の充実

- ・生活・学びに関する指導の充実
- ・体験活動の充実

○「町民憲章」の普及

- ・町民憲章の普及・活用

○その他

- ・連携中枢都市圏事業などの広域的に取り組む事業を推進します。

政策4

4 時代にあった地域をつくる

基本的方向性

当町では、JR津軽線が青森市から当町まで運行され、タクシーなどの民間交通事業者のほか、町営バスも運行されており、様々な交通ネットワークをより広く安全に利便性の高い交通体系を整えます。通信体系面でも、今後も情報通信ネットワークの整備を図り、さらなる情報通信体制の強化を図ります。

高齢者福祉については、保健・福祉・介護予防対策を推進し必要なサービスを提供していき生活支援の観点からも多様なサービスを組み合わせ、安心して生活が送れるよう、高齢者を地域全体が支える地域ケア体制を構築していきます。

障がい福祉については、それぞれの精神的・身体的状況にあったきめ細かな福祉サービスが必要となります。障がいのある人やその家族はもとより、町民、事業者及び行政がそれぞれの役割を認識しあい、協働できる仕組みづくりを行います。

町民全体の健康づくりについては、特定健診・がん検診の受診勧奨や生活習慣改善活動を推進していきます。このため、保健・医療・福祉・住まいが一体となった生きがいがづくり活動や個人の能力発揮を支援するとともに、地域での生活が快適で充実したものとなるような環境整備を図り、外ヶ浜町で住みたい、住んで良かったと思えるまちづくり、いきいきと笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。

文化については、各地区が育んできた地域文化を守り育み、個性と多様性を持った豊かな地域文化が今もなお存在しています。令和3年世界文化遺産登録された大平山元遺跡、世界最長の海底トンネルである青函トンネル、日本で唯一の階段国道、津軽国定公園龍飛崎や松前街道や義経伝説で知られる義経寺、太宰治ゆかりの文学碑などがあり、町の歴史・文化に関する学習や重要な文化財の保護・保存の意識の涵養が大切です。

町村合併後、蟹田・平館・三厩地区の地域間格差の是正及び均衡ある発展をめざし、地域整備を着々と推進してきました。地域コミュニティは、地域に住む人々が様々な課題に自主的に取り組み、暮らしやすい生活環境の秩序をつくる場であり、町民自らが地域の問題を解決し、地方自治の基盤を確立する場でもあります。町民の立場に合った満足度を感じることができるような行政を展開していくには、積極的な町民参加、町民が主体となった特色ある地域づくりを推進していく必要があります。個人が持つ能力、地域が持つ能力、行政が持つ能力を、お互い発揮しあうまちづくりをさらに推進していきます。

<政策4> (施策1) 交通の確保**現状と課題**

当町の公共交通機関は、民間タクシー事業者のほか、町営バス、JR津軽線、津軽半島と下北半島を結ぶカーフェリーなどが主な交通手段となっていますが、令和9年度からJR津軽線蟹田三厩間の鉄路が廃止され自動車交通に転換されることが決定しています。また、津軽中里駅～奥津軽いまべつ駅間を結ぶデマンド型予約制乗合タクシー「愛乗（あいのり）タクシー」が運行され、当町でも大平山元遺跡が停留所となっています。

高齢者や学生など、町民の日常生活を支える公共交通の利便性向上のため、JRとの接続を踏まえた自動車交通などの交通体系の整備のほか、民間タクシー事業者や福祉有償運送事業者等と役割分担を図り、町民の移動手段の確保を図ります。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・町営バスの年間利用者数 30,000人（令和6年度同等）より増加。

主な取組み <事務事業>

- ・町内の各地区のニーズに合わせた交通体系に見直します。
- ・デマンド型乗合タクシーの本格運行による利用促進を図ります。
- ・津軽半島内の各地区間を結ぶ広域路線のあり方を検討します。
- ・広域路線と町内路線の交通拠点における接続性の改善を図ります。
- ・公共交通情報の提供体制の強化を図ります。
- ・公共交通の利用環境の改善を図ります。
- ・公共交通に関する出前講座を実施します。
- ・公共交通の新たな財源の確保と利用促進策を検討します。
- ・地域住民同士の助け合いの支援・促進方法を検討します。

<政策4> (施策2) DXの推進、情報化の整備**現状と課題**

DX（デジタル・トランスフォーメーション）は、自治体・民間を含め、日本全体の大きな課題となっています。町では情報通信基盤整備を実施し、光ケーブルが全町にはりめぐらされています。町内における広報手段は、インターネットを利用した町公式ホームページやSNSによる情報発信のほか防災行政無線を活用した音声情報やLINEによる文字情報の発信が中心となっています。今後も医療・福祉・教育・防災など、あらゆる分野の情報化を推進し行政サービスの充実を図ります。さらには、情報通信技術を活用して、農林水産業、観光産業などの産業経済活動の支援にも努めます。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・マイナンバーカード保有枚数率 78.4%以上（令和7年5月末）

主な取組み <事務事業>

- ・自治体情報システムの標準化・共通化への取組を進めます。
- ・マイナンバーカードの普及促進
- ・自治体の行政手続のオンライン化を進めます。
- ・自治体のAI・RPAの利用を推進します。
- ・テレワークを推進します。
- ・デジタルデバイド（パソコン等を使える人と使えない人との情報量等の格差）の解消を図ります。
- ・地域社会のデジタル化にむけた対策を講じます。

<政策4> (施策3) 消防・防災体制の整備**現状と課題**

住民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興が可能な、強靱なまちづくりを推進します。

常備消防である青森地域広域事務組合の消防・救急業務では、外ヶ浜分署及び今別分署を設置しており、消防職員の専門的かつ高度な教育訓練の一層の充実を図り、町民の生命・財産を守るという基本的役割に支障をきたすことのないような運営を行います。

消防団は、町民と密接な防災活動組織の原点であり、地域の防災リーダーとして大きな役割を担っています。しかし、現在は、高齢化・過疎化に伴い団員数が減少し、災害時の出動態勢等の検討も必要になっています。このため、今後は時代に即した消防団活動ができるよう、施設及び装備の整備、消防団及び自主防災組織の活性化を図ります。

このほか、町民への情報連絡体制として防災行政無線の整備・活用にあわせ、情報通信技術（ICT）を活用した情報発信を行い、町民が安心して快適な環境の中で生活できるような体制整備を行います。

また、防災対策の強化として、急傾斜地や河川等の整備を引き続き実施します。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・消防団員数 229 人（令和 7 年 12 月末）を維持。

主な取組み <事務事業>

- ・乳幼児、女性、高齢者など、あらゆる方に対応する避難所運営と機能強化を推進します。
- ・防災訓練の実施や災害時の備蓄品の確保を図ります。
- ・消防団員の確保を図ります。
- ・防災情報等の多様な情報発信基盤及び消防施設の整備を図ります。
- ・自主防災組織の設立を促進します。
- ・防災の取組を自ら考え実践する「自助」、地域やコミュニティなど周囲の人たちが協力して助け合う「共助」など、防災意識の向上を図ります。
- ・町職員に防災士を増やすため、資格取得を支援します。
- ・連携中枢都市圏事業などの広域的に取り組む事業を推進します。

<政策4> (施策4) 防犯・交通安全対策の推進**現状と課題**

町民が、安全に安心して生活することができるように、防犯及び交通安全の活動団体や外ヶ浜警察署などの関係機関と連携し、犯罪や防犯情報の提供、犯罪の発生しにくい環境づくりなど、地域防犯対策を強化します。また、交通事故から町民の生命身体を守るため、交通安全対策を推進します。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・外ヶ浜警察署管内外ヶ浜町における死者・負傷者発生 の事故件数8件（令和7年11月末）より低下。

主な取組み <事務事業>

- ・街灯、防犯灯の適正な維持管理を行います。
- ・防犯意識の高揚と自主防犯活動を推進します。
- ・交通安全教育・啓発の充実を図ります。

<政策4> (施策5) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進**現状と課題**

“安心して老後を迎えたい、いつでもいきいきと暮らしたい”という願いを実現するため、生きがいつくりや介護予防（健康増進を含む）、一人暮らし高齢者の生活支援、さらには老後の最大の不安である介護を必要とするに至ったときの施策や、元気な方から介護を必要とする方まで、すべての高齢者に関する施策が求められています。

全国的には、団塊世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を迎え、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な対策を検討することが重要になってきます。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・介護保険の要支援、要介護者合計 615人（福祉課調 令和年7年9月末）より低下。

主な取組み <事務事業>

- 健康寿命の延伸に向けたまちづくり
 - ・生きがいつくりへの取組を行います。
 - ・高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します
- 地域共生社会の実現に向けたまちづくり
 - ・生活支援事業の取組を行います。
 - ・地域での見守りの仕組みづくりを構築します。
 - ・社会福祉協議会の高齢者福祉活動と連携した取組を行います。
 - ・災害時の要援護者避難支援体制の取組を行います。
- 地域包括ケアシステムの推進によるまちづくり
 - ・地域包括ケアシステム構築と推進を図ります。
 - ・地域包括支援センターの機能強化を図ります。
 - ・在宅医療・介護連携の推進を図ります。
 - ・認知症施策の推進を図ります。
 - ・生活支援・介護予防サービスの体制整備を行います。
 - ・地域ケア会議の推進を図ります。
 - ・高齢者の居住安定に係る施策との連携を行います。
- 安心して介護保険サービスが受けられるまちづくり
 - ・持続可能な介護保険事業の運営を行います。
 - ・計画的な介護保険サービスの提供体制を整えます。
 - ・第1号介護保険料の算定を的確に行います。
- その他
 - ・連携中枢都市圏事業などの広域的に取り組む事業を推進します。

<政策4> (施策6) 障がい者の保健及び福祉の向上及び増進**現状と課題**

障がい者を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、発達障がいや医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための総合的かつ計画的な対策が求められています。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・町地域活動支援センター利用者数 10人（令和7年実績）より増加。

主な取組み <事務事業>

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行を目指します。
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- ・地域生活支援の充実（地域生活支援拠点等の整備）を図ります。
- ・障がい児支援の提供体制の整備等を行います。
- ・相談支援体制の充実・強化等を図ります。
- ・連携中枢都市圏事業などの広域的に取り組む事業を推進します。

<政策4> (施策7) 町民の健康づくりの推進**現状と課題**

当町の平均寿命は、全国平均より短いものの、町の実績は年々少し伸びています。また健康寿命をさらに伸ばしていくためには、肥満、がん、心疾患などの生活習慣病の予防など、健康づくりが重要となってきます。心身ともに健康的な生活を送るためには、一人ひとりの健康への意識向上のほか、食事、運動、睡眠などの健康的な生活習慣の実践も重要となってきます。

定期的な健診や検診受診により、自分の健康状態を把握して、病気の早期発見、早期治療につなげ、住み慣れた地域で元気に暮らしていくまちづくりを進めます。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・各種がん検診受診の受診率を国の目標である50%に近づける。

主な取組み <事務事業>

- ・健康的な生活習慣づくりや疾病に関する知識の普及啓発を図ります。
- ・健康教育、健康相談の内容の充実を図ります。
- ・地域組織と連携し、家族ぐるみでの健康づくり活動の充実を図ります。
- ・健診を受けやすい環境づくりと健診内容の一層の充実を図ります。
- ・がん検診の精密検査受診率の100%への向上を目指します。
- ・健（検）診の事後指導において個人の生活習慣改善のため、働きかけをし、適切な医療機関受診を勧奨します。
- ・誰もが自殺に追い込まれないよう地域ぐるみで心の健康づくり、人にやさしいまちづくりを推進します。
- ・連携中枢都市圏事業などの広域的に取り組む事業を推進します。

<政策4> (施策8) 集落の整備**現状と課題**

平館・三厩地区の集落は、海岸に沿って集落が形成されており、蟹田地区は、陸奥湾沿いと蟹田川に沿った形で山間部にも集落が広がっています。

ほとんどの集落で人口や世帯数が減少していますが、快適な生活居住環境の整備をしていくためには、都市機能を持つ集落や美しい自然景観を持つ農山漁村集落など、特色をいかした集落の整備充実を図る必要があります。

そのうえ、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する集落の活動を支援する集落支援員の配置とともに、一人ひとりの多様な社会参加と地域社会の持続の両方を実現する「地域共生社会」を目指します。

また、公共施設の配置については施設の有する性格や機能を考慮するとともに、個々の集落が地域の活力を十分に発揮できるように、集落間及び公共施設等を交通ネットワークで結び、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・集落支援員の配置自治会・地区会数 3団体以上（令和7年度 3団体）。

主な取組み <事務事業>

- ・小・中学校の空き校舎などの公共施設や民間店舗等の機能を活かした拠点的な集落(地区)を形成します。(小さな拠点整備)
- ・都市機能をもつ集落と周辺集落との連携を図ります。
- ・地域共生社会の実現に向けた取り組みを行います。
- ・集落支援員を配置した集落活性化対策に取り組めます。
- ・集落活動を維持するための支援を行います。



<政策4> (施策9) 町民と行政の協働のまちづくりの推進

現状と課題

「行政は町民のために」というゆるぎない方針のもと、町民と行政が今まで以上に補完しあいながら、町民参加の行政運営を推進します。また、まちづくりのニーズは、多種多様かつ複雑化していることから、町民に期待・信頼される行政サービスの提供を推進します。

また、一人ひとりの人権が尊重され、自らの意志により社会のあらゆる分野に参画できる社会の実現を目指します。

●重要業績評価指標（KPI）

- ・設定なし

主な取組み <事務事業>

【協働のまちづくり】

- ・地域コミュニティ活動を促進するための支援体制を整備します。
- ・自治会・地区会のコミュニティ機能拡大と活動を促進します。
- ・地域や町民主体の自主的なふれあいイベント等の開催を促進します。
- ・人材育成の観点から、誰でもが参画しやすいまちづくりを推進します。
- ・まちづくり提案制度、まちづくり意見交換会、自治会連絡協議会等を通じた広聴機能を通じて、町民参加の行政運営を行います。
- ・町広報誌や町HP等を通じて、まちづくりの情報発信を適切に行います。

【行政サービス】

- ・町役場本庁・支所・各出先機関の連絡を密にした、利便性の高い行政運営を図ります。
- ・行政改革を推進します。
- ・社会環境の変化に対応した行政サービス、地域の特性を考慮した行政サービスを提供します。
- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用した行政サービスなどの効率的な提供を行います。
- ・行政運営における民間活力の活用など、官民連携による課題解決を図ります。
- ・東青圏域を基本にした広域連携など、効率的な行政運営を図ります。
- ・公共施設等の総合的な管理を行い、更新・統廃合・長寿命化・除却などを計画的に行い、公共施設等の最適な配置を図ります。

【財政運営】

- ・経常経費の見直しや財源確保策を講じるなど、健全な財政運営の確立を図ります。
- ・各政策、施策、事務事業の重点的・効果的配分を行います。

SDGsについて

地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり

SDGs は、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題に統合的に取り組むものであり、「すべての人に健康と福祉を」、「働きがいも、経済成長も」、「住み続けられるまちづくりを」などの17の目標と、これを達成するための169のターゲットを掲げています。

SDGs における 17 の目標



持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たって、SDGs の理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができます。このため、SDGs を原動力とした地方創生も推進します。

外ヶ浜町役場

〒030-1393 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋 44-2
電話：0174-31-1111 FAX：0174-31-1215

策定：令和8年3月23日